

2024年9月27日

取手都市計画審議会 会長 黒崎 誠様

取手駅前開発を考える会

代表 遠藤俊夫 090-4370-0765

取手市栲木 352-25

取手駅西口「A街区再開発事業」の都市計画決定手続きに関する要望

都市計画審議会の皆さまにおかれましては、快適で住みよく公共の福祉にかなう取手の都市計画にご尽力いただき感謝申し上げます。

取手市は、「取手駅北土地地区画整理事業」区域内のA街区に、組合施行で再開発事業を予定し、準備組合などとの協議を進め、年明け早々の都市計画決定を予定しています。

再開発事業への参加地権者は、当初の20名から8名へと減少し、建設資材高騰はじめ現下の経済情勢等もあり、事業計画の見直しの検討を迫られました。現在までに取手市が明らかにしている見直し計画は、住宅棟は規模縮小など建設費の拡大抑止で対応し、非住宅棟は現行計画のままとしています。見直し計画の総事業費は、143億円から177億円に拡大し、補助金は38億円から48億円に増額、さらに市は、公共施設床購入費の大幅な増額を示唆しています。

「A街区再開発事業」の都市計画決定手続きに必要な内容について市は、区域面積、建物の規模と用途など、「公共公益施設」の規模は含むがその内容は含まれないとしています。市は、「図書館等複合公共施設整備」の市民の合意形成は、都市計画決定後とし、基本構想や基本計画策定の中で図るとしています。巨額の財源投入を伴う「公共公益」施設導入についての、目的も必要性も不明なまま、結論だけを一方的に市民に押し付けるものと言わざるを得ないものです。

都市計画の運用指針は、「都市計画決定手続きに、住民の意見を十分反映させることとし、住民参加の機会の拡大、都市計画に係る情報公開及び理由の開示などに意を用いるべきである。」等、都市計画決定権者としての説明責任を明確化するとともに住民との合意形成の円滑化を図ることを求めています。合わせて、都市計画審議会には、「都市計画法その他法令で、権限とされた事項の調査審議のほか、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の審議などを行うこと」とされており、「都市計画に関し各種の提言を行うことが法令上期待されている」としています。

以上の趣旨により、都市計画審議会におかれては、①取手駅西口「A街区再開発事業」の計画決定手続きに関して、取手市長からの諮問を待つだけでなく、十分な調査と審議を行われることを求めます。②「都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。」とする法77条の2の2及び3により、都市計画決定案の策定段階からの情報公開及び市民の意見を計画に反映する為、取手市条例の制定など建議を検討して頂きたい要望するものです。

審議会としての本要望書への対応について文章での回答をお待ちいたします。